

8-3-8 地域分断

鉄道施設（車両基地）の存在により、地域分断が生ずるおそれがあると認められることから、環境影響評価を行った。

(1) 調査

1) 調査すべき項目

ア. 地域の組織等の状況

調査項目は、年齢区分別人口、自治会、学校、避難場所等の状況とした。

イ. 地域の日常的な利用施設の状況

調査項目は、地域住民にとって、日常生活において利用頻度が高く、地域との関わりが大きいと想定される公共施設、交通施設、商業施設等の位置及び利用の状況とした。

2) 調査の基本的な手法

ア. 地域の組織等の状況

ア) 年齢区分別人口

文献調査により、関係自治体の統計資料を収集し、整理した。

イ) 自治会、学校、避難場所等の状況

文献調査により、自治会の範囲、学校、避難場所等の位置等について、関係自治体の資料等を収集し、整理した。併せて、通学路及び避難場所へ至る既存道路と鉄道施設の位置関係を把握した。

イ. 地域の日常的な利用施設の状況

文献調査により、日常生活において利用頻度が高く、地域との関わりが大きいと想定される公共施設、交通施設、商業施設等の位置及び利用の状況について、関係自治体の資料等を収集し、整理した。併せて、これらの施設等へ至る既存道路と鉄道施設の位置関係を把握した。

また、文献調査を補完するために、関係機関へのヒアリングを含む現地踏査を行った。

3) 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲の内、車両基地を対象に鉄道施設（車両基地）の存在に係る地域分断が生ずるおそれがあると認められる地域とする。

4) 調査期間等

文献調査の調査時期は、最新の情報を入手可能な時期とした。

5) 調査結果

ア. 地域の組織等の状況

7) 年齢区分別人口

調査地域が含まれる鳥屋地区の年齢区分別人口を、表 8-3-8-1 に示す。

表 8-3-8-1 年齢区分別人口

地区		総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口
相模原市 緑区	鳥屋地区	1,967 (100%)	242 (12.3%)	1,224 (62.2%)	501 (25.5%)

注1. 年少人口：15歳未満人口

注2. 生産年齢人口：15～64歳人口

注3. 老年人口：65歳以上人口

資料：「相模原市緑区の町丁字別年齢別人口」

(平成 25 年 6 月現在、相模原市企画市民局企画部情報政策課ホームページ)

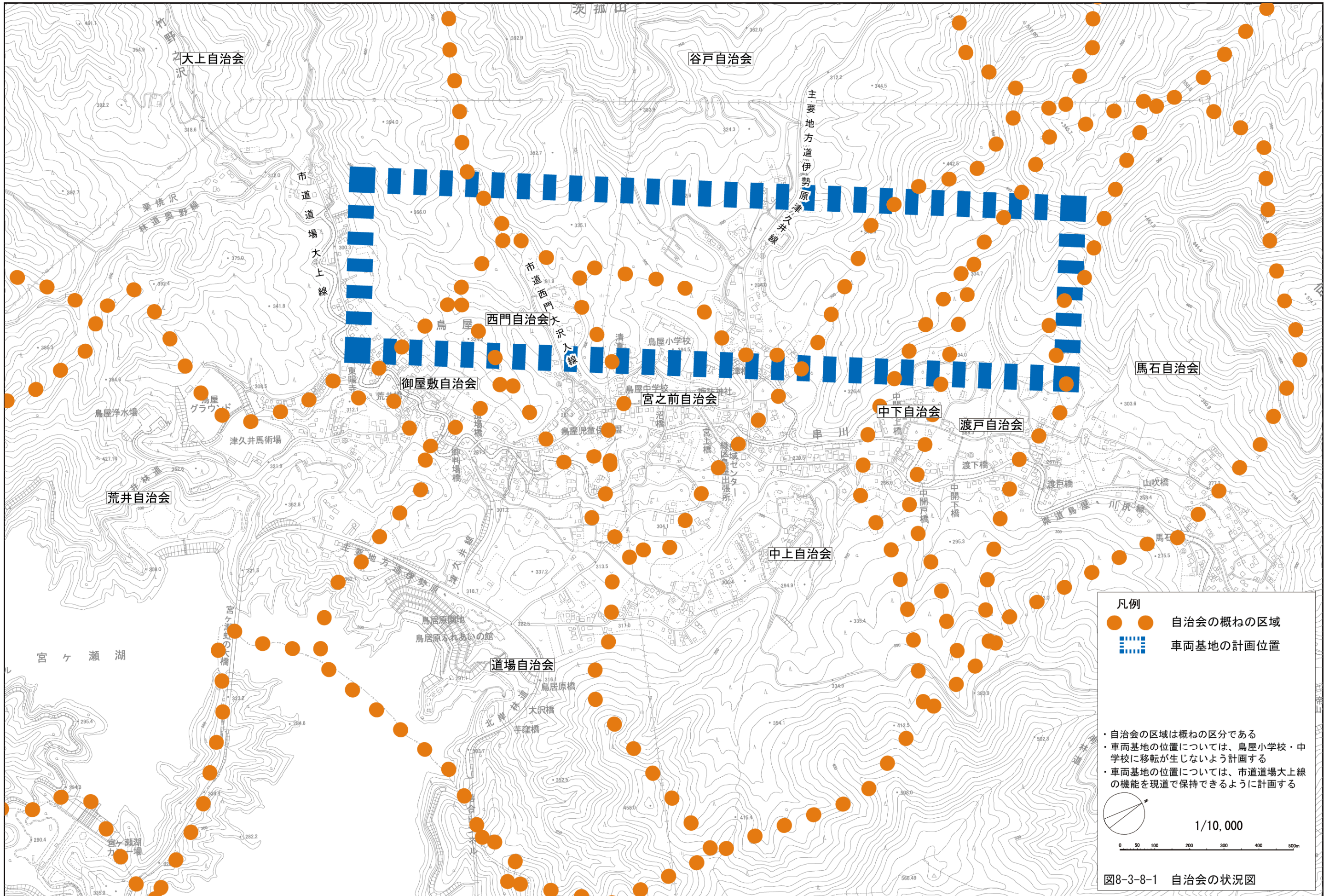
1) 自治会、学校、避難場所等の状況

a) 自治会の状況

調査地域における自治会の状況を、表 8-3-8-2 及び図 8-3-8-1 に示す。

表 8-3-8-2 自治会の状況

地区		名称
相模原市 緑区	鳥屋地区	馬石自治会
		渡戸自治会
		中下自治会
		中上自治会
		宮之前自治会
		谷戸自治会
		西門自治会
		道場自治会
		御屋敷自治会
		荒井自治会
		大上自治会



b) 学校の状況

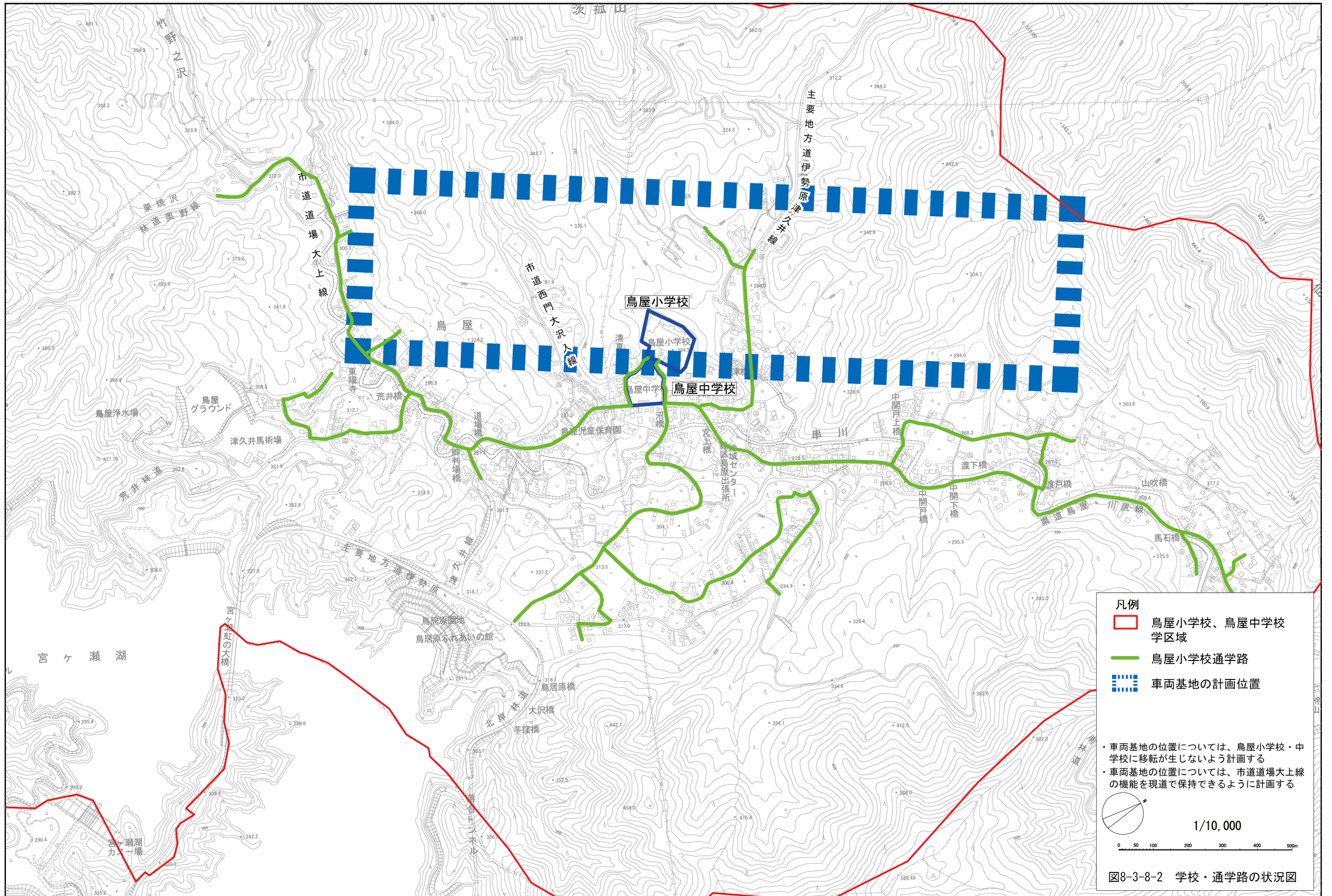
調査地域における学校及び通学路の状況を、表 8-3-8-3 及び図 8-3-8-2 に示す。

表 8-3-8-3 学校の状況

地 区		名 称	所在地
相模原市 緑区	鳥屋地区	市立鳥屋小学校	鳥屋 1321-3
		市立鳥屋中学校	鳥屋 1339

資料：「市立小学校一覧、市立中学校一覧」

(平成 25 年 6 月現在、相模原市教育委員会教育環境部学務課ホームページ)



c) 避難場所等の状況

調査地域における広域避難場所及び避難所の状況を、表 8-3-8-4 及び図 8-3-8-3 に示す。

表 8-3-8-4 避難場所等の状況

地 区		名 称	所在地
相模原市 緑区	鳥屋地区	鳥屋小学校・中学校	鳥屋 1321-3・1339

資料：「相模原市防災ガイドブック」（平成 23 年 2 月、相模原市危機管理室）

イ. 地域の日常的な利用施設の状況

調査地域における公共施設等の状況及び交通施設の状況を、表 8-3-8-5、図 8-3-8-3 及び図 8-3-8-4 に示す。商業施設は小規模な小売店があるが、スーパーマーケット、百貨店等の大規模な商業施設はない。

表 8-3-8-5 地域の日常的な利用施設の状況

地 区	区分	名 称	所在地
相模原市 緑区	公共施設等	緑区役所鳥屋出張所	鳥屋 1064
		鳥屋地域センター	鳥屋 1064
		鳥居原ふれあいの館	鳥屋 1674
		国体記念鳥屋グラウンド	鳥屋 2305-8
		津久井消防署鳥屋出張所	鳥屋 789-7
		津久井警察署鳥屋駐在所	鳥屋 1044-1
		津久井馬術場	鳥屋 2253
		鳥屋児童保育園	鳥屋 1365
		鳥屋郵便局	鳥屋 1044
		診療所	鳥屋 1162-1
		神奈川県鳥屋浄水場	鳥屋 2274
		鳥屋造林組合	鳥屋 1061
		交通施設	鳥居原ふれあいの館 (バス停)
	鳥屋 (バス停)		津久井神奈交バス (三 53)等
	西門坂 (バス停)		津久井神奈交バス (三 53)等
	鳥屋中学校前 (バス停)		津久井神奈交バス (三 53)等
	鳥屋郵便局前 (バス停)		津久井神奈交バス (三 53)等
	中開戸 (バス停)		津久井神奈交バス (三 53)等
			渡戸 (バス停)
		馬石橋 (バス停)	津久井神奈交バス (三 53)等

資料：「相模原市緑区内の公共施設」（平成 25 年 6 月現在、相模原市緑区ホームページ）

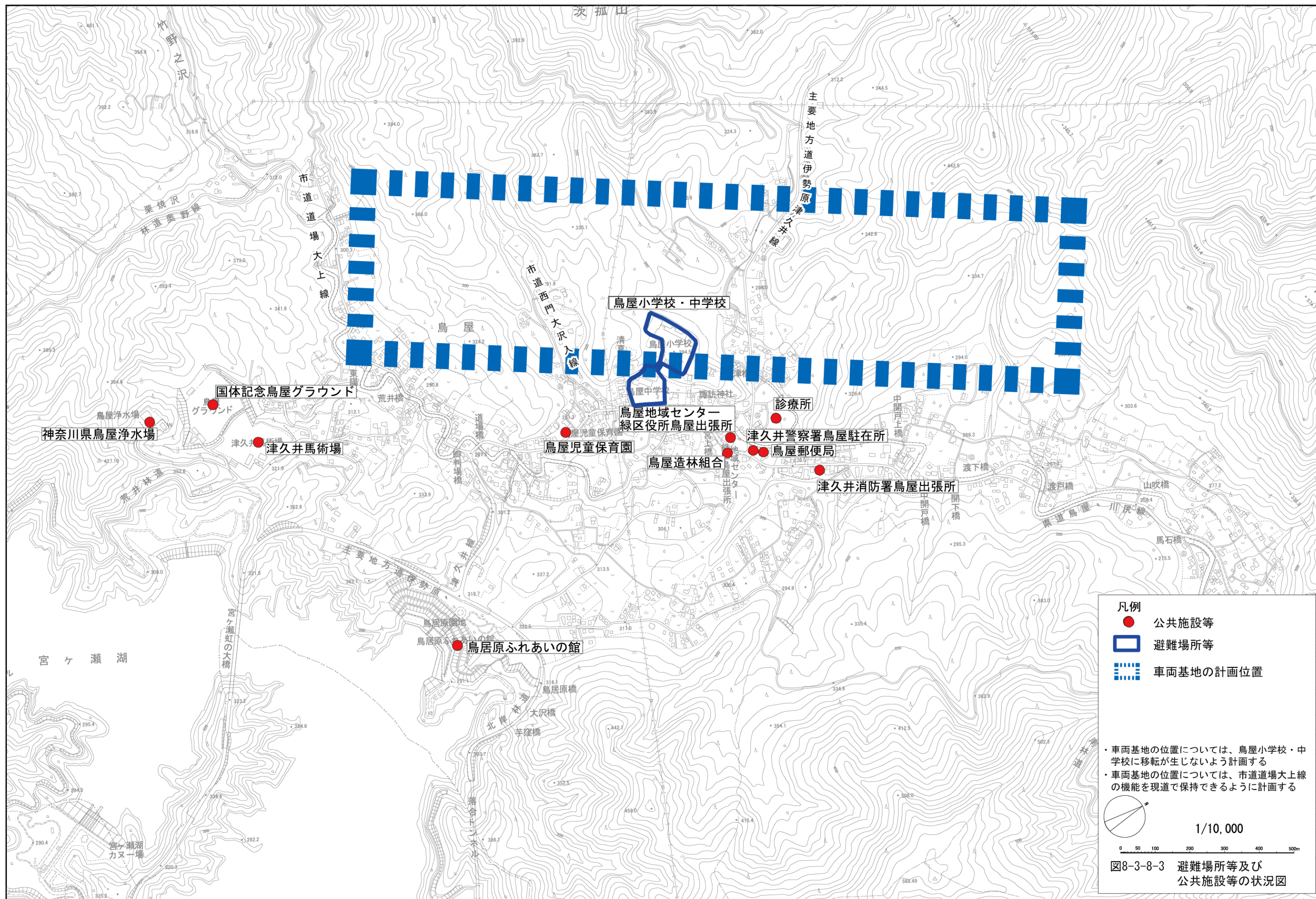
「小規模水源浄水場 鳥屋 長野浄水場」

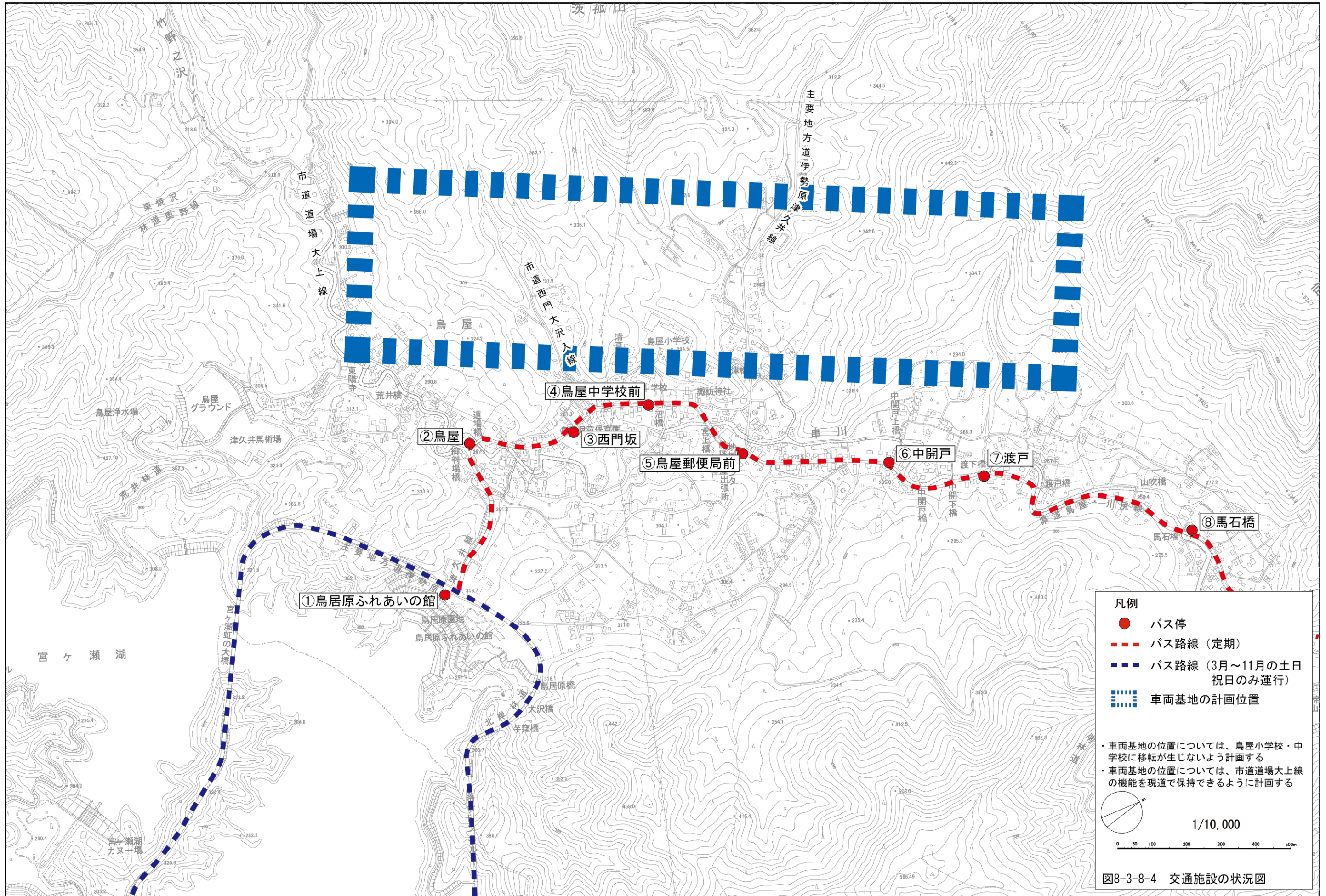
（平成 25 年 6 月現在、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場ホームページ）

「神奈川県警察本部・警察署所在地案内」（平成 25 年 6 月現在、神奈川県警ホームページ）

「相模原市バス路線網図（さがみはらのりものマップ<West>）」

（平成 25 年 6 月現在、相模原市都市建設局まちづくり計画部交通政策課ホームページ）





(2) 予測及び評価

1) 鉄道施設（車両基地）の存在

ア. 予測

ア) 予測の基本的な手法

予測項目は、鉄道施設（車両基地）の存在に係る地域住民の日常的な交通経路に対する分断とした。

予測は、自治会、学校、避難場所等の状況、日常生活において利用頻度が高く、地域との関わりが大きいと想定される公共施設、交通施設、商業施設等へ至る既存道路と鉄道施設の位置を重ね合わせた結果に基づき、環境保全措置の内容を加味したうえで定性的に行った。

イ) 予測地域

鉄道施設（車両基地）の存在に係る地域分断が生ずるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。

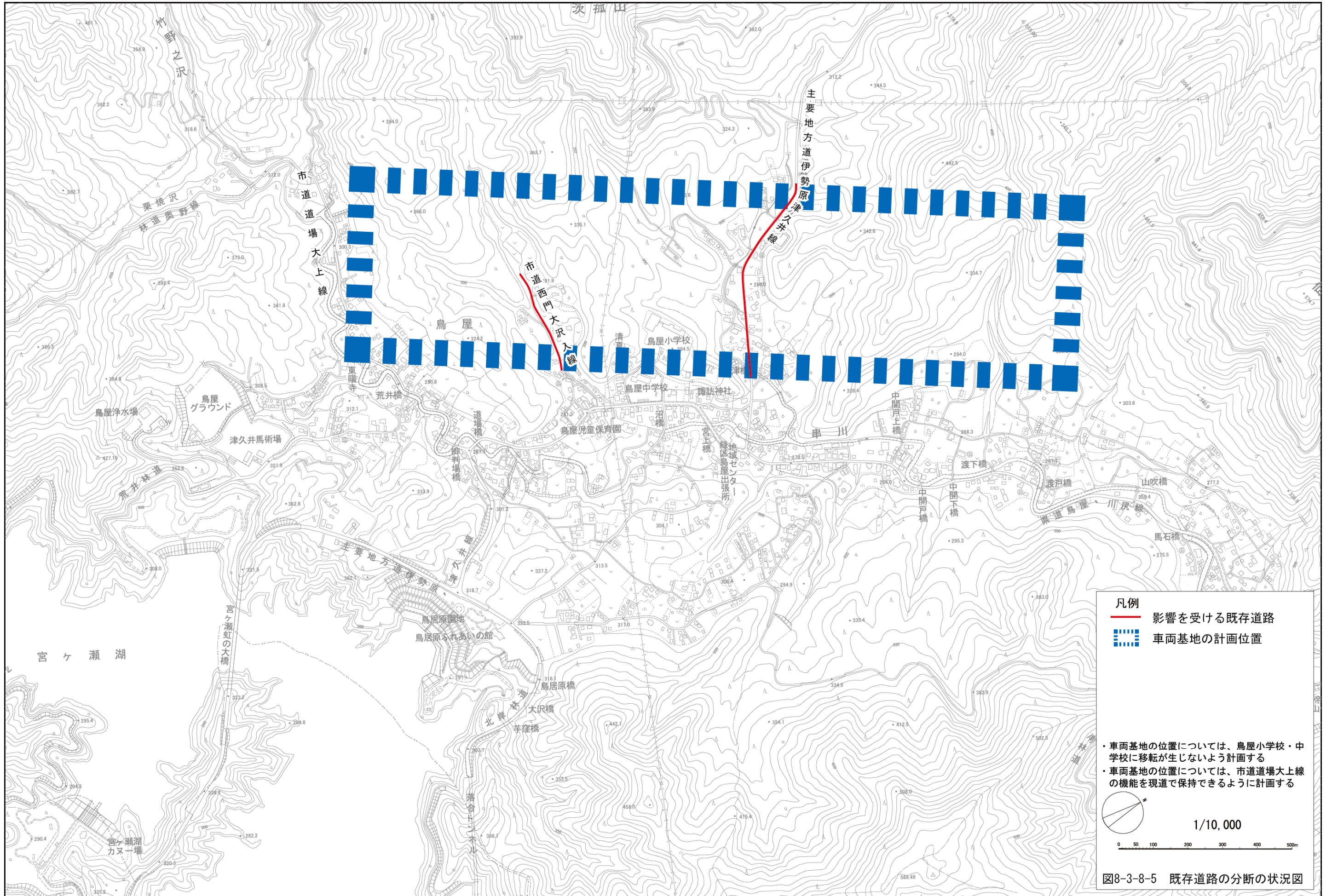
ロ) 予測対象時期

鉄道施設（車両基地）の完成時とした。

ハ) 予測結果

鉄道施設（車両基地）の存在により影響を受ける既存道路の予測結果は、図 8-3-8-5 に示すとおりであり、2箇所において既存道路機能に影響があると予測する。

なお、車両基地の位置は、鳥屋小学校・中学校に移転が生じないよう計画する。また、市道道場大上線の機能を現道で保持できるよう計画する。



- 凡例
- 影響を受ける既存道路
 - - - 車両基地の計画位置

- ・車両基地の位置については、鳥屋小学校・中学校に移転が生じないように計画する
- ・車両基地の位置については、市道道場大上線の機能を現道で保持できるように計画する

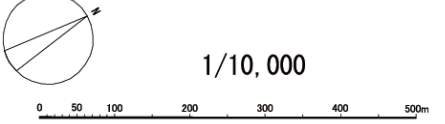


図8-3-8-5 既存道路の分断の状況図

イ. 環境保全措置の検討

7) 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設（車両基地）の存在による地域分断に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を表 8-3-8-6 に示す。

表 8-3-8-6 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
既存道路機能の確保	適	既存道路の切り回し等により既存道路の機能を確保できることから、環境保全措置として採用する。

なお、主要地方道伊勢原津久井線は、既存道路の切り回し等を現道とほぼ同様の位置で計画する。また、幅員を 4.4m 以上とする等、現道以上の機能を確保する。切り回す道路の計画について「資料編 16-2 既存道路機能の確保について」に示す。

市道西門大沢入線は、車両基地計画地の西北エリアへのアクセスを確保するため、車両基地外周部に迂回路を計画する。

4) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、鉄道施設（車両基地）の存在による地域分断に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「既存道路機能の確保」を実施する。

環境保全措置の内容を表 8-3-8-7 に示す。

表 8-3-8-7 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	既存道路機能の確保
	位置・範囲	既存道路の道路機能に影響がある箇所
	時期・期間	計画時
環境保全措置の効果	既存道路の切り回し等により既存道路の機能を確保できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

7) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果は表 8-3-8-7 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、地域分断に係る環境影響が低減される。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性は小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

エ. 評価

7) 評価の手法

a) 回避又は低減に係る評価

事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか検討を行った。

1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、表 8-3-8-7 に示した環境保全措置を確実に実施することから、地域分断に係る環境影響は低減されると評価する。